省　令

○総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号及び第二十七条の十八第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

第六条第四項第二号(12)中「九五六MHz」を「九五八MHz」に改める。

第十六条に次の一号を加える。

八　設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

第十七条に次の一号を加える。

八　設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表七の項を次のように改める。

七　次に掲げる送信設備	二〇
(一)　九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備	
(二)　九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備	
(三)　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるもの	
(四)　小電力データ通信システムの無線局の送信設備（五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）	
(五)　五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備	
(六)　九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備	八〇

第二十四条第十四項の表以外の部分中「九五四MHz」を「九五六・四MHz」に改め、「構内無線局」の下に「若しくは簡易無線局」を加え、「九五五MHz」を「九五七・六MHz」に、「並びに第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ」を「、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ並びに第五十四条第五号ト」に改め、同表を次のように改める。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
七一五MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値
九四五MHzを超え九五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値
九五〇MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え一、二一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五一デシベル以下の値
一、二一五MHzを超え一、八八四・五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値
一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値
一、九一九・六MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値

第二十四条第十五項の表以外の部分中「九五〇MHzを超え九五六MHz」を「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz」に改め、同表を次のように改める。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
七一〇MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値